



2023年11月28日

各 位

会 社 名 株式会社サンリオ  
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦  
(コード番号 8136 東証プライム市場)  
問合せ先 専務取締役 岸村 治良  
電 話 03 (3779) 8058

## 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年11月28日開催の取締役会において決議いたしました、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	7,710 円
(ご参考) 発行条件決定日（2023年11月28日）における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値）	6,425 円
ロ. アップ率[ $\{(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1\} \times 100$ ]	20.00%

#### 2. 社債に関する事項

(1) 社債の払込金額	本社債額面金額の 104.00% (各本社債の額面金額 10,000,000 円)
(2) 新株予約権付社債の発行価格（募集価格）	本社債額面金額の 106.50%

(ご参考) 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 社債の総額	300 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額 合計額を合計した額
(2) 発行決議日	2023 年 11 月 28 日
(3) 社債の払込期日及び 発行日	2023 年 12 月 14 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り 同じ。）
(4) 新株予約権を行使す ることができる期間	2023 年 12 月 28 日から 2028 年 11 月 30 日まで（行使請求受付場 所現地時間）とする。但し、(A) 本社債の繰上償還の場合は、償 還日の東京における 3 営業日前の日まで（但し、税制変更等によ る繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予 約権を除く。）、(B) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債 が消却される時まで、また (C) 本社債の期限の利益の喪失の場

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2028年11月30日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）

が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日

（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

#### （5） 償還期限

2028年12月14日

本新株予約権付社債の詳細については、2023年11月28日付当社プレスリリース「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行のお知らせ」をご参照ください。

#### （その他参考情報）

##### 1. 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2023年9月30日現在）の発行済株式総数（自己株式を除きます。以下同じです。）（80,666,484株）に対する潜在株式数の比率は4.82%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除したものです。

##### 2. 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金（以下「本調達資金」といいます。）約311億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 2024年1月末までに本公開買付けに係る資金として約120億円（上限）
- ② 2027年3月末までに、グローバルにおけるライセンスビジネスのバリューチェーン補完などの国内外における当社顧客とのリアル接点の拡大を目的とした既存事業（いつもの笑顔を増やす事業）強化のための投資資金に加え、ゲーム事業やWeb3事業などの国内外における当社顧客とのデジタル接点の獲得や、エデュテイメント事業など当社のクリエイティビティを起点とした社会問題解決などを目的とした新規事業（新しい笑顔を創る事業）を加速させるための投資資金として、手取金総額から上記①の使途に充当した金額を控除した金額

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記①の調達資金の使途に関して、本公開買付価格は現時点では未確定です。また、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数に達しない可能性があります。

上記②の調達資金の使途に関して、現時点において具体的な投融資対象及び金額について決定したものはございませんが、当社としてはこれらの事業領域で2025年3月期以降の5年間の合計で400億円以上の投資規模を想定しており、上記②に記載された範囲で当社の企業価値向上に資すると合理的に判断される使途に適切に充当する予定です。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。